

## 大型ごみ収集インターネット受付利用規約

### <申し込み方法>

#### 1. 1年以内に大型ごみの収集を依頼された方

奈良市ホームページから申し込み専用ページへアクセスし、申し込み手続きを行なってください。ご利用に当たって不明な点がある場合は【ごみインターネット受付相談窓口】に問い合わせてください。

\* ごみインターネット受付相談窓口 (8:00~16:00) : 0742-71-9202

※入力いただいた情報は受付収集業務を委託している(株)奈良市清美公社に提供します。提供する区域は以下の通り

東部地域(田原・柳生・大柳生・東里・狭川・精華)、月ヶ瀬地域(月ヶ瀬)、都祁地域(並松・吐山・都祁・六郷)、県営売間団地、中登美ヶ丘4丁目、都市再生機構(UR都市機構)の一部(桂木団地・紀寺団地・西大寺住宅・西大寺駅前団地・西大寺駅前第二団地・学園前団地・鶴舞団地・中登美団地(B~F棟)・富雄団地、ローレルスクエア学園前、ローレルスクエア登美ヶ丘、ローレルスクエア登美ヶ丘東館、平城第一団地・平城第二団地

※都祁・月ヶ瀬地域、鶴舞団地にお住まいの方は、申し込みの前に排出場所のステーション番号を(株)奈良市清美公社に問い合わせる等で確認し必ず入力してください。

#### 2. 1以外の方

- ・ご利用についての情報をお聞きするために初回のみ電話で申し込んでください。
- ・次回利用時からインターネットにより申し込み手続きを行なうことができます。

\* 奈良市直営大型ごみ収集区域にお住まいの方

ごみ電話受付専用ダイヤル(8:00~15:00) : 0742-71-9011

\* (株)奈良市清美公社が大型ごみを収集している区域にお住まいの方

(株)奈良市清美公社(8:30~17:00) : 0742-33-8782

### <大型ごみ収集利用について>

- ・大型ごみの収集は、現在お住まいの住宅において、生活上不要になった物品を収集するもので、生活実態のない空き家等の収集依頼は受けられませんので注意してください。
- ・引っ越しに伴って発生するごみは市では収集できません。持込予約の上、環境清美工場へ持ち込むか奈良市の許可を持った一般廃棄物収集運搬許可業者に処理を依頼してください(有料)。
- ・事業で排出されたごみの収集はできません。以前、事業を行っていた際に利用していた

物品や事業を行なっていた方から譲り受けた物品については【ごみインターネット受付相談窓口】に相談してください。

・家庭でのご使用であっても、事業用の道具・機種については【ごみインターネット受付相談窓口】に相談してください。

#### <システム利用時の注意事項>

・申し込みの締め切りは、当該収集日の収集件数の上限を超える申し込みがあった場合を除き、収集予定日の4日前（土日、年末年始を除く）の午後3時までとします。

（電話による12月の追加変更はできません）

・申し込み後の追加・変更の締め切りは、収集予定日の4日前（土日、年末年始を除く）の午後3時までとします。以降の追加・変更はできません。

・申し込みは、世帯単位でごみの発生場所にお住まいの方が行なってください。代理申し込みはできません。

※以下の条件を満たしていない場合は、二世帯同居（一軒の家）とみなします。

- ①壁などの固定的な仕切りで完全に遮断されていること
- ②専用の居住室
- ③専用の出入口
- ④専用の炊事用流し（台所）
- ⑤専用のトイレがあること

・申し込みは、2ヶ月に1回6点までとします。特に指定がない限り1個1点の扱いとなります。

※有害ごみは点数に含みませんが、有害ごみのみを出される場合でも次回の申し込みまで2ヶ月空けていただく必要があります。

・収集の受付が完了したと同時に確認メールが送信されます。受付が完了していない場合、収集はできません。メールが届かない場合は、【ごみインターネット受付相談窓口】まで確認をお願いします。

・収集内容に対して聞き取り確認が必要な場合は平日午後3時～午後5時に連絡させていただきます。

・インターネット受付を利用できるのは、選択肢にある品目のみです。それ以外のものについては、【ごみ電話受付専用ダイヤル】に問い合わせてください。

・品目の前に★がついているものは「燃やせるごみ」、ついていないものは「燃やせないごみ」の扱いです。

・品目に大きさが記載されているものは「一辺の最大の長さ」をいいます。

・品目に「解体」と書かれている場合には、必ず解体していただく必要があります。解体ができていない場合、また不十分である場合には、収集できない場合があります。

・複数の品目をまとめる場合は、燃やせるごみと燃やせないごみを混ぜないように注意し、燃

やせるごみは「★可燃」、燃やせないごみは「ガラクタ」をそれぞれ選択してください。

・有害ごみは6点には含まれないため、申し込みはチェックボックスで選択してください。  
ただし、有害ごみのみを出される場合には、チェックボックスがご利用いただけませんので、品目から「有害ごみ（その他の品目がない場合のみ選択）」を選択してください。

#### <ごみ排出時の注意事項>

・収集場所は事前に確認した場所で収集します。収集場所が前回と違う場合は収集できませんので、必ず変更があった旨【ごみ電話受付専用ダイヤル】に連絡してください。なお、敷地内での収集は行いません。必ず敷地内に立ち入ることなく収集できる道路際に出してください。

・品目について勝手な追加・変更はできません。事前に申し込みのあった品目以外は収集できませんので、追加・変更は必ず締め切りまでに行ってください。

・収集日当日の朝7時30分までにシステムで確認した場所に出してください。

・出されるごみそれぞれに貼り紙で「不用品」と明示し、必ず申込者の名前（姓のみで可）も書いてください。有害ごみについては、同様に貼り紙で「有害」と明示し名前（姓のみで可）を書いてください。

・有害ごみを出される際は、他のごみに埋もれないよう、袋ごみの上に出すなど、わかりやすくしてください。

・小型・軽量のものについては、透明・半透明の45Lまでの容量のごみ袋に一人で持てる程度の重さにまとめてください。

・ガラスがある製品については、収集時の飛散防止のため、必ず全てのガラス面にガムテープで×の字を貼ってください（大きいものは必要に応じて複数個所に×の字を貼ってください）。

本規約は、2021年10月18日から実施

2022年1月26日改定